

石巻市狭あい道路整備要綱

平成17年4月1日

告示第209号

(目的)

第1条 この要綱は、市民及び土地所有者等の理解と協力のもとに、幅員4メートル未満の狭あい道路の拡幅整備を促進することにより、安全で良好な市街地の形成と居住環境の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項に規定する道路をいう。
- (2) すみ切り用地 狭あい道路が同一平面で接続し、又は屈曲する（内角120度以上を除く。）角の敷地において、市長が別に定める基準により指定した角の土地をいう。
- (3) 後退線 狭あい道路で道路中心線から2メートル（特殊な場合を除く。）後退した線及びすみ切り用地と敷地との境界線をいう。
- (4) 後退用地 道路境界線と後退線との間の土地をいう。
- (5) 建築主等 狭あい道路に接する土地に建築物を建築しようとする者及び後退用地又はすみ切り用地内の建築物又は土地について所有権等の権利を有する者をいう。
- (6) 工作物移設工事等 後退用地又はすみ切り用地内にある門若しくは塀の除却、埋設管の移設関連工事、樹木の移植又は擁壁の除却及びそれに伴う設置をいう。

(適用対象)

第3条 この要綱は、市街化区域内において、狭あい道路に接する土地を対象とする。

(協議)

第4条 建築主等は、狭あい道路に接する土地の整備をしようとするときは、別に定める事項についてあらかじめ市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項に規定する協議の結果、支障がないと認めたときは、建築主等にこの結果を通知するものとする。

(道路境界確定協議)

第5条 建築主等は、原則として前条第1項に規定する協議をする前に、後退用地又はすみ切り用地に接する道路の部分について、当該道路管理者と道路境界確定協議を終了させておかなければならない。ただし、国土調査が終了し、道路境界が確認されたものについては、この限りでない。

(費用の助成)

第6条 建築主等は、後退用地を道路として無償使用させ、又は市に寄附するものとする。この場合において、建築主等は、市が後退用地を道路として整備することを承諾しなければならない。

2 前項に規定する助成金額は、市長が別に定める基準による。

(すみ切り用地の確保)

第7条 角の敷地に係る建築主等は、すみ切り用地を確保し、すみ切り用地を道路として無償使用させ、又は市に寄附するよう努めるものとする。この場合において、建築主等は、市がすみ切り用地を道路として整備することを承諾するものとする。

(後退表示杭の設置等)

第8条 建築主等は、建築基準法第6条第1項の申請をする場合は、当該申請時までに後退表示杭（以下「後退杭」という。）を後退線上に設置しなければならない。ただし、埋設物等により後退杭が設置できないときは、別途市長と協議するものとする。

2 後退杭は、建築主等の申請により市長が支給するものとする。

3 建築主等は、後退杭を設置した場合は、市長に報告しなければならない。

4 市長は、前項の報告を受けたときは、後退杭の設置を確認するものとする。

(水道管布設替工事等)

第9条 第2条第6号の埋設管の移設関連工事のうち、水道管布設替工事等については、市及び石巻地方広域水道企業団が工事を行うものとする。

(工事の完了)

第10条 建築主等は、工作物移設工事等が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、工事の完了を確認し、支障がないと認めたときは、別に定める狭あい道路後退済証を交付するものとする。

(費用の助成)

第11条 市長は、工作物移設工事等に要する費用について、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）の規定に基づき、予算の範囲内で費用の助成をすることができる。ただし、国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体並びに市長が助成をする必要がないと認める者に対しては、助成をしない。

2 前項に規定する助成の金額は、市長が別に定める基準による。

(助成金の交付申請)

第12条 前条第1項の規定による助成金の交付を受けようとする建築主等は、第10条第1項の規定による届出に併せ、市長に申請しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第13条 市長は、前条の申請を審査し、これを適当と認めたときは、交付の決定及び額の確定を行い、第10条第2項に規定する後退済証の交付に併せ、建築主等に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第14条 前条の通知を受けた建築主等は、助成金の交付を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第15条 市長は、第13条の規定により助成金の交付決定及び額の確定を受けた建築主等に不正行為があったとき、又は市長が不適當と認めたときは、交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(測量、分筆及び登記)

第16条 建築主等は、後退用地又はすみ切り用地を測量及び分筆し、原則として公衆用道路に地目変更しなければならない。

2 前項に規定する手続は、建築主等が行う。ただし、市に寄附された土地の地目変更は、市が行う。

3 建築主等は、後退用地又はすみ切り用地を市に寄附する場合は、後退又はすみ切り後の公図及び土地の登記簿謄本並びに所有権移転登記承諾書を市長に提出するものとする。

4 建築主等は、後退用地又はすみ切り用地を分筆したときは、公図及び土地の登記簿謄本を市長に提出するものとする。

(維持管理及び整備)

第17条 後退用地又はすみ切り用地の維持管理は、市道区域に編入された土地以外は、建築主等が管理するものとする。

2 市長は、第10条第2項の狭あい道路後退済証の交付後、申請地に面する道路に準じて後退用地又はすみ切り用地の整備等を行うものとする。

3 市長は、後退用地又はすみ切り用地の整備等が困難と認められる場合は、建築主等と協議するものとする。

(税負担の軽減措置)

第18条 市長は、後退用地又はすみ切り用地の現況が、隣接画地との境界が容易に確認でき、道路としての形態を有し、かつ、利用の実態が不特定多数の通行の用に供される場合は、固定資産税及び都市計画税を軽減することができる。

(税負担の軽減措置の取消し)

第19条 市長は、後退用地又はすみ切り用地が道路以外の用途に利用された場合は、税負担の軽減措置を取り消すことができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。